不適格建築物調書

年　　月　　日

建築主　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　次の既存建築物を現地調査した結果，事実に相違ありません。

年　　月　　日　　　　調査員　建築士事務所名

資格・登録番号　　　級建築士（　　　）第　　　　　号

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 の位置 | 地名地番 | 　 |
| 用途地域 |  | その他の地域，地区，区域等 |  |
| 防火地域 |  |
| 工事の概要 | 増築　　　改築　　　大規模の修繕　　　大規模の模様替 |
| 全体計画認定 | 無　　　　　　　　有　　　　認定工事数　　回　　　今回工事第　　回 |
| 　 | 基準時(注3) | 現在 | 除却部分 | 申請部分 | 合計 |
| 敷地面積 | m2 | m2 | m2 | m2 | m2 |
| 建築面積 | m2 | m2 | m2 | m2 | m2 |
| 延べ面積 | m2 | m2 | m2 | m2 | m2 |
| 不適格部分(注4) | m2 | m2 | m2 | m2 | m2 |
| 不適格建築物の概要 | 用途 | 　 | 構造 | 　 | 階数 | 　 |
| 適用を受ける既存不適格建築物に対する制限の緩和の根拠 | 不適合の条項並びにその部分の位置及び番号(注5) | 基準時(注3)及び理由 | 既存不適格建築物であったことの根拠を示す添付書類の種類(注6) |
| 法の条項 | 施行令の条項 | 条項 | 位置 | 番号 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 備考 | 　 |

　注）1　工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ記入すること。

　　　2　確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部添付すること。

　　　3　「基準時」とは，建築基準法施行以後，地域地区の指定変更，公共事業の施行等による敷地の面積の減少(同法第86条の9)により初めて不適格になった日をいう。

　　　4　建築基準法施行令第137条の7又は第137条の12第3項の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。

　　　5　建築物の配置図及び各階平面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。（不適合の位置が多い場合は，別紙としてもかまいません。）

　　　6　検査済証等の根拠となる書類を添付すること。（検査済証等を添付できない場合は検査済証番号・交付日付を記載すること。）

不適格建築物調書　　記入例

平成２１年１０月１０日

建築主　住所　呉市○○×丁目△－□

氏名　呉市　呉太郎　　　　　　　　　　　印

　次の既存建築物を現地調査した結果，事実に相違ありません。

平成２１年１０月１日　　調査員　建築士事務所名　　呉呉広一級建築士事務所

資格・登録番号　　１級建築士（大臣）第×○△000号

氏名　　広　広一郎　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 の位置 | 地名地番 | 呉市○○×丁目△□□ |
| 用途地域 | 準工業地域 | その他の地域，地区，区域等 | 法第２２条地域 |
| 防火地域 | 指定なし |
| 工事の概要 | 増築　　　改築　　　大規模の修繕　　　大規模の模様替 |
| 全体計画認定 | 無　　　　　　　　有　　　　認定工事数　　回　　　今回工事第　　回 |
| 　 | 基準時(注3) | 現在 | 除却部分 | 申請部分 | 合計 |
| 敷地面積 | ３００m2 | ３００m2 | m2 | m2 | ３００m2 |
| 建築面積 | １００m2 | １００m2 | ０m2 | ３０m2 | １３０m2 |
| 延べ面積 | ２００m2 | ２００m2 | ０m2 | ６０m2 | ２６０m2 |
| 不適格部分(注4) | m2 | m2 | m2 | m2 | m2 |
| 不適格建築物の概要 | 用途 | 　事務所 | 構造 | 　鉄骨造 | 階数 | 　地上３階 |
| 適用を受ける既存不適格建築物に対する制限の緩和の根拠 | 不適合の条項並びにその部分の位置及び番号(注5) | 基準時(注3)及び理由 | 既存不適格建築物であったことの根拠を示す添付書類の種類(注6) |
| 法の条項 | 施行令の条項 | 条項 | 位置 | 番号 |
| 第86条の7 | 第137条の2 | 法第20条 | 柱脚 | 　１ | H19年6月20日法改正 | 　検査済証 |
| 　 | 　 | 　 | 柱梁接合部 | 　２ | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 備考 | 　 |

　注）1　工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ記入すること。

　　　2　確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部添付すること。

　　　3　「基準時」とは，建築基準法施行以後，地域地区の指定変更，公共事業の施行等による敷地の面積の減少(同法第86条の9)により初めて不適格になった日をいう。

　　　4　建築基準法施行令第137条の7又は第137条の12第3項の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。

　　　5　建築物の配置図及び各階平面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。（不適合の位置が多い場合は，別紙としてもかまいません。）

　　　6　検査済証等の根拠となる書類を添付すること。（検査済証等を添付できない場合は検査済証番号・交付日付を記載すること。）